



金 沢 市 公 報

第 2 8 3 7 号 の 2

平成27年(2015年)7月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の指 定について (") 8
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	● 公 告
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	○予防接種を行うことについて (健康政策課) 8
○児童福祉法の規定による事業者の指定につい て (障害福祉課)	3	○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更につい て (環境指導課) 9
○市道の路線の認定について (道路管理課)	3	○土地区画整理組合の理事の退任について (市街地再生課) 9
○市道の路線の廃止について (")	4	○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 9
○市道の路線の変更について (")	5	● 公 営 企 業 告 示
○市道の区域の決定について (")	5	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課) 9
○市道の区域の変更について (")	6	○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (") 10
○道路の供用の開始について (")	7	

告 示

●金沢市告示第258号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成27年7月13日

金 沢 市 長 山 野 之 義

1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

- 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営四十万バス停前自転車駐車場

- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
 金沢市営柿木畠自転車駐車場
 金沢市営片町広場自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 自転車 128台
 原動機付自転車 1台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 平成27年6月1日から同月30日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 金沢市此花町3番2号
 公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 日時 平成27年7月13日から同年10月12日まで
 午前10時から午後7時まで
 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第259号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数			
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	4台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	2台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
片町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	6台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
福増町北地内	自	転	車	3台
小立野2丁目地内	自	転	車	2台
長田町地内	自	転	車	2台
田上の里2丁目地内	自	転	車	1台
田上の里1丁目地内	自	転	車	1台
片町2丁目地内	自	転	車	1台
片町1丁目地内	自	転	車	1台
長土堀2丁目地内	自	転	車	2台
増泉2丁目地内	自	転	車	1台
泉3丁目地内	自	転	車	4台
三馬3丁目地内	自	転	車	1台
天神町1丁目地内	自	転	車	1台
上安原2丁目地内	自	転	車	1台
千日町地内	自	転	車	1台
大額1丁目地内	自	転	車	1台

大額3丁目地内	自 転 車	1台
西念4丁目地内	自 転 車	2台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
平成27年6月1日から同月30日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間
平成27年7月13日から平成28年1月12日まで
- (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第260号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示します。

平成27年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1750102392	放課後等デイサービスりんぐ	金沢市入江3丁目99番地	株式会社ケア・トラスト	白山市中町38番地	放課後等デイサービス	知的障害児 精神障害児	平成27年7月1日

●金沢市告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年7月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成27年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1578	大 徳 15号 無 量 寺 町 線 79号	無 量 寺 1 丁 目 80番 3 無 量 寺 1 丁 目 80番 1	先から 先まで
3412	潟 津 12号 大 河 端 町 線 44号	大河端土地区画整理事業地内 17街区 2番 大河端土地区画整理事業地内 18街区 10番	先から 先まで
3412	潟 津 12号 大 河 端 町 線 45号	大河端土地区画整理事業地内 17街区 1番 大河端土地区画整理事業地内 17街区 7-3番	先から 先まで
3412	潟 津 12号 大 河 端 町 線 46号	大河端土地区画整理事業地内 18街区 10番 大河端土地区画整理事業地内 17街区 6-3番	先から 先まで
3617	戸 板 17号 若 宮 町 線 46号	戸板第二土地区画整理事業地内 1街区 1番 若 宮 町 チ 82番 1	先から 先まで
3617	戸 板 17号 若 宮 町 線 47号	若 宮 町 チ 83番 1 若 宮 町 チ 87番 1	先から 先まで
3623	戸 板 23号 戸 板 北 線 39号	戸板第二土地区画整理事業地内 37街区 1-1番 戸板第二土地区画整理事業地内 10街区 1-1番	先から 先まで
3717	鞍 月 17号 近 岡 町 線 57号	近 岡 町 423番 1 近 岡 町 427番 1	先から 先まで

3718	鞍 月 18号 直 江 町 線 32号	直 江 町 イ 62番 3先から 直 江 町 イ 62番 6先まで	
3809	押 野 9号 矢 木 3 丁 目 線 18号	矢 木 3 丁 目 201番 3先から 矢 木 3 丁 目 201番 5先まで	
3825	押 野 25号 西 金 沢 新 町 線 20号	西 金 沢 新 町 134番 2先から 西 金 沢 新 町 134番 9先まで	
4003	三 馬 3号 米 泉 町 3 丁 目 線 10号	米 泉 町 3 丁 目 87番 1先から 米 泉 町 3 丁 目 87番 5先まで	
4010	三 馬 10号 米 泉 町 10 丁 目 線 3号	米 泉 町 10 丁 目 1番 13先から 米 泉 町 10 丁 目 1番 147先まで	
4010	三 馬 10号 米 泉 町 10 丁 目 線 4号	米 泉 町 10 丁 目 1番 32先から 米 泉 町 10 丁 目 1番 36先まで	
4010	三 馬 10号 米 泉 町 10 丁 目 線 5号	米 泉 町 10 丁 目 1番 46先から 米 泉 町 10 丁 目 1番 74先まで	
4010	三 馬 10号 米 泉 町 10 丁 目 線 6号	米 泉 町 10 丁 目 1番 59先から 米 泉 町 10 丁 目 1番 53先まで	
4010	三 馬 10号 米 泉 町 10 丁 目 線 7号	米 泉 町 10 丁 目 1番 96先から 米 泉 町 10 丁 目 1番 88先まで	
4010	三 馬 10号 米 泉 町 10 丁 目 線 8号	米 泉 町 10 丁 目 1番 102先から 米 泉 町 10 丁 目 1番 105先まで	
4010	三 馬 10号 米 泉 町 10 丁 目 線 9号	米 泉 町 10 丁 目 1番 151先から 米 泉 町 10 丁 目 1番 151先まで	
4010	三 馬 10号 米 泉 町 10 丁 目 線 10号	米 泉 町 10 丁 目 1番 52先から 米 泉 町 10 丁 目 1番 111先まで	
4010	三 馬 10号 米 泉 町 10 丁 目 線 11号	米 泉 町 10 丁 目 1番 66先から 米 泉 町 10 丁 目 1番 79先まで	
4010	三 馬 10号 米 泉 町 10 丁 目 線 12号	米 泉 町 10 丁 目 1番 73先から 米 泉 町 10 丁 目 1番 67先まで	
4010	三 馬 10号 米 泉 町 10 丁 目 線 13号	米 泉 町 10 丁 目 1番 129先から 米 泉 町 10 丁 目 1番 147先まで	
4010	三 馬 10号 米 泉 町 10 丁 目 線 14号	米 泉 町 10 丁 目 1番 156先から 米 泉 町 10 丁 目 1番 141先まで	
4010	三 馬 10号 米 泉 町 10 丁 目 線 15号	米 泉 町 10 丁 目 1番 158先から 米 泉 町 10 丁 目 1番 158先まで	
4010	三 馬 10号 米 泉 町 10 丁 目 線 16号	米 泉 町 10 丁 目 1番 154先から 米 泉 町 10 丁 目 1番 154先まで	
4010	三 馬 10号 米 泉 町 10 丁 目 線 17号	米 泉 町 10 丁 目 1番 31先から 米 泉 町 10 丁 目 1番 31先まで	

●金沢市告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のように廃止します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年7月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成27年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1017	森山2丁目線枝2号	森山2丁目 580番 森山2丁目 579番	先から 先まで
3412	潟津12号 大河端町線1号	大河端町西 155番 大河端町西 162番	先から 先まで
3412	潟津12号 大河端町線10号	大河端町西 49番 大河端町西 60番	先から 先まで
3412	潟津12号 大河端町線20号	大河端町西 100番 大河端町西 108番	先から 先まで
3412	潟津12号 大河端町線21号	大河端町西 95番 大河端町西 48番	先から 先まで
3616	戸板16号 薬師堂町線1号	薬師堂町口 14番 薬師堂町イ 29番	1先から 3先まで
3718	鞍月18号 直江町線1号	直江町リ 87番 直江町チ 105番	先から 先まで

●金沢市告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年7月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成27年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
3616	旧	戸板16号	薬師堂町口 14番 1 薬師堂町口 39番 2	先から 先まで
	新	薬師堂町線6号	戸板第二土地区画整理事業地内 4街区 1番 先から 戸板第二土地区画整理事業地内 5街区 1-1番 先まで	
3705	旧	鞍月5号	直江町チ 122番 1 直江町ニ 55番 4	先から 先まで
	新	直江町線	直江町ト 23番 1 直江町ニ 55番 4	先から 先まで
3717	旧	鞍月17号	近岡町 198番 4 近岡町 87番	先から 先まで
	新	近岡町線13号	近岡町 198番 4 近岡町 88番 2	先から 先まで
4422	旧	小坂22号	神谷内町ヘ 116番 先から 小坂町ヤ 1番 先まで	
	新	神谷内町線	神谷内町ヘ 116番 先から 神谷内町カ 29番 甲先まで	
5052	旧	森本52号	堅田町甲 77番 先から 月浦町ハ 6番 先まで	
	新	月浦町線4号	月浦町ハ 104番 先から 月浦町ハ 5番 2先まで	

●金沢市告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年7月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成27年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	大徳15号無量寺町線79号	6.0	28
一般市道	潟津12号大河端町線44号	6.0	138
一般市道	潟津12号大河端町線45号	6.0	93
一般市道	潟津12号大河端町線46号	9.2	80
一般市道	戸板16号薬師堂町線6号	6.0 ~ 8.0	100
一般市道	戸板17号若宮町線46号	6.2	46
一般市道	戸板17号若宮町線47号	4.9	107
一般市道	戸板23号戸板北線39号	5.9 ~ 6.5	147
一般市道	鞍月5号直江町線	5.0 ~ 5.7	184
一般市道	鞍月17号近岡町線13号	5.1 ~ 8.5	387
一般市道	鞍月17号近岡町線57号	6.0	92
一般市道	鞍月18号直江町線32号	6.0	33
一般市道	押野9号矢木3丁目線18号	6.0	46
一般市道	押野25号西金沢新町線20号	6.0	87
一般市道	三馬3号米泉町3丁目線10号	5.3	42
一般市道	三馬10号米泉町10丁目線3号	6.0	323
一般市道	三馬10号米泉町10丁目線4号	6.0	89
一般市道	三馬10号米泉町10丁目線5号	6.0	137
一般市道	三馬10号米泉町10丁目線6号	6.0	77
一般市道	三馬10号米泉町10丁目線7号	6.0	99
一般市道	三馬10号米泉町10丁目線8号	6.0	39
一般市道	三馬10号米泉町10丁目線9号	6.0	17
一般市道	三馬10号米泉町10丁目線10号	6.0	161
一般市道	三馬10号米泉町10丁目線11号	12.0	54
一般市道	三馬10号米泉町10丁目線12号	6.0	71
一般市道	三馬10号米泉町10丁目線13号	6.0	132
一般市道	三馬10号米泉町10丁目線14号	12.0	327
一般市道	三馬10号米泉町10丁目線15号	9.5	76
一般市道	三馬10号米泉町10丁目線16号	8.0	90
一般市道	三馬10号米泉町10丁目線17号	3.9	17
一般市道	小坂22号神谷内町線	1.6 ~ 14.0	1,647
一般市道	森本52号月浦町線4号	5.0 ~ 5.1	66

●金沢市告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年7月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成27年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
1級幹線	1級幹線3号 犀川大通り線	涌波1丁目 106番 2先から	旧	8.0~18.0	129.0
		大桑町カ 217番 1先まで	新	8.0~26.0	129.0
一般市道	浅川31号 二俣町線9号	二俣町ナ 31番 4先から	旧	5.0	50.0
		二俣町七字 1番 5先まで	新	5.0~12.5	50.0

●金沢市告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年7月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成27年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	起 点 及 び 終 点	供用開始日
大無量寺町線 15号 79号	無量寺1丁目 80番 3先から	平成27年7月13日
	無量寺1丁目 80番 1先まで	
渦大河端町線 12号 44号	大河端土地区画整理事業地内 17街区 2番 先から	平成27年7月13日
	大河端土地区画整理事業地内 18街区 10番 先まで	
渦大河端町線 12号 45号	大河端土地区画整理事業地内 17街区 1番 先から	平成27年7月13日
	大河端土地区画整理事業地内 17街区 7-3番 先まで	
渦大河端町線 12号 46号	大河端土地区画整理事業地内 18街区 10番 先から	平成27年7月13日
	大河端土地区画整理事業地内 17街区 6-3番 先まで	
戸若宮町線 17号 46号	戸板第二土地区画整理事業地内 1街区 1番 先から	平成27年7月13日
	若宮町チ 82番 1先まで	
戸若宮町線 17号 47号	若宮町チ 83番 1先から	平成27年7月13日
	若宮町チ 87番 1先まで	
戸板北線 23号 39号	戸板第二土地区画整理事業地内 37街区 1-1番 先から	平成27年7月13日
	戸板第二土地区画整理事業地内 10街区 1-1番 先まで	
鞍近岡町線 17号 57号	近岡町 423番 1先から	平成27年7月13日
	近岡町 427番 1先まで	
鞍直江町線 18号 32号	直江町イ 62番 3先から	平成27年7月13日
	直江町イ 62番 6先まで	
押矢木3丁目線 9号 18号	矢木3丁目 201番 3先から	平成27年7月13日
	矢木3丁目 201番 5先まで	
押西金沢新町線 25号 20号	西金沢新町 134番 2先から	平成27年7月13日
	西金沢新町 134番 9先まで	
三米泉町3丁目線 3号 10号	米泉町3丁目 87番 1先から	平成27年7月13日
	米泉町3丁目 87番 5先まで	
三米泉町10丁目線 10号 3号	米泉町10丁目 1番 13先から	平成27年7月13日
	米泉町10丁目 1番 147先まで	
三米泉町10丁目線 10号 4号	米泉町10丁目 1番 32先から	平成27年7月13日
	米泉町10丁目 1番 36先まで	
三米泉町10丁目線 10号 5号	米泉町10丁目 1番 46先から	平成27年7月13日
	米泉町10丁目 1番 74先まで	
三米泉町10丁目線 10号 6号	米泉町10丁目 1番 59先から	平成27年7月13日
	米泉町10丁目 1番 53先まで	

三馬10号 米泉町10丁目線7号	米泉町10丁目 米泉町10丁目	1番96先から 1番88先まで	平成27年7月13日
三馬10号 米泉町10丁目線8号	米泉町10丁目 米泉町10丁目	1番102先から 1番105先まで	平成27年7月13日
三馬10号 米泉町10丁目線9号	米泉町10丁目 米泉町10丁目	1番151先から 1番151先まで	平成27年7月13日
三馬10号 米泉町10丁目線10号	米泉町10丁目 米泉町10丁目	1番52先から 1番111先まで	平成27年7月13日
三馬10号 米泉町10丁目線11号	米泉町10丁目 米泉町10丁目	1番66先から 1番79先まで	平成27年7月13日
三馬10号 米泉町10丁目線12号	米泉町10丁目 米泉町10丁目	1番73先から 1番67先まで	平成27年7月13日
三馬10号 米泉町10丁目線13号	米泉町10丁目 米泉町10丁目	1番129先から 1番147先まで	平成27年7月13日
三馬10号 米泉町10丁目線14号	米泉町10丁目 米泉町10丁目	1番156先から 1番141先まで	平成27年7月13日
三馬10号 米泉町10丁目線15号	米泉町10丁目 米泉町10丁目	1番158先から 1番158先まで	平成27年7月13日
三馬10号 米泉町10丁目線16号	米泉町10丁目 米泉町10丁目	1番154先から 1番154先まで	平成27年7月13日
三馬10号 米泉町10丁目線17号	米泉町10丁目 米泉町10丁目	1番31先から 1番31先まで	平成27年7月13日

●金沢市告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、専ら歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

平成27年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 指定する道路の路線名
三馬10号米泉町10丁目線17号
- 2 指定する期日
平成27年7月13日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成27年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
日本脳炎第2期	平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満の者	平成27年7月13日から平成28年3月31日まで	別表のとおり

- 2 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
 (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であつた間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であつた者であつて、当該予防接種の対象者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかつたことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められる者については、特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
山嶋 哲盛	有松医科歯科クリニック	金沢市泉3丁目3番6号

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成27年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
83	株式会社トスマク・アイ	白山市村井町330番地	平成27年6月29日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の退任の届出があつたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成27年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市太陽ヶ丘土地区画整理組合
退任した理事

氏 名	住 所	退任年月日
吉川 光久	金沢市新竪町3丁目74番地	平成27年6月23日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成27年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の位置及び区域
金沢市稚日野町南67番	金沢市みどり3丁目67番地 武田 隆治	
金沢市北町乙4番1から4番5まで	金沢市藤江北1丁目380番地 株式会社マスターズ 代表取締役 地渡 政彦	道路 金沢市北町乙4番5

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第18号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同

条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年7月13日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成27年3月1日から同年5月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 66,150円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 63,200円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 66,240円

2 原料価格変動額 23,200円

算式 89,530円(1トン当たり基準平均原料価格) - 66,240円(1トン当たり平均原料価格) = 23,200円(100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 23,200円(原料価格変動額) / 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から19.03円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

4 平成27年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	228円72銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	226円72銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	214円22銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	212円39銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	207円39銭

●金沢市公営企業告示第19号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年7月13日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

(1) 平成27年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格

1トン当たり 63,200円

(2) 原料価格変動額 23,100円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 63,200円(1トン当たり平均原料価格) = 23,100円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 23,100円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から47.13円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成27年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	426円98銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	417円88銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成27年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格
1トン当たり 63,200円
- (2) 原料価格変動額 23,100円
算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 63,200円(1トン当たり平均原料価格) = 23,100円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 23,100円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から47.13円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成27年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	408円73銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	399円63銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成27年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格
1トン当たり 63,200円
- (2) 原料価格変動額 23,100円
算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 63,200円(1トン当たり平均原料価格) = 23,100円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 23,100円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から47.13円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成27年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	412円64銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	403円54銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成27年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格
1トン当たり 63,200円

(2) 原料価格変動額 23,100円

算式 $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 63,200円(1トン当たり平均原料価格) = 23,100円(100円未満切捨て)$

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 $基準単位料金の額 - 23,100円(原料価格変動額) \div 100円 \times 0.204円$

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から47.13円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成27年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	401円14銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	392円4銭

平成27年(2015年)7月13日 印刷

発行人

金 沢 市

平成27年(2015年)7月13日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

(株) 共 栄